

豊橋総合動植物公園動物福祉規程

(目的)

第1条 この規程は、豊橋総合動植物公園が行う動物に関係する活動に際して必要な事項を定め、あらゆる事業を実施するにあたって動物福祉が適正な水準で確保されることを目的とする。

なお、豊橋総合動植物公園における動物福祉の適切な水準とは、「人が管理しようとする動物が、その目的に適うよう管理され、かつ科学的かつ客観的な視点で、その動物の生理的、環境的、栄養的、行動的、社会的な条件等に基づき、生存時に精神的、肉体的に健康で幸福であり、死亡時にも過度の苦痛を感じない状態であること」とする。

(責務)

第2条 豊橋総合動植物公園は、この規程を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。動物の取り扱いについて動物福祉上の疑義が呈された際には、状況等を公表し、真摯に対応しなければならない。また、豊橋総合動植物公園は動物福祉の推進に必要な知識と技術を備えていなければならない。

(対象)

第3条 この規程が対象とする動物は、原則として哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類に属するものとする。ただし、無脊椎動物等に対しても、可能な限り適切な配慮を行うこととする。

(収集、搬出および輸送)

第4条 動物の収集、搬出および輸送にあたっては、次の各号に適合するよう実施するものとする。

- (1) 動物の収集は、種の保全について十分な配慮のもとで行い、できるだけ飼育下繁殖したものとする。
- (2) 収集する動物は、豊橋総合動植物公園における展示計画、繁殖計画、調査研究計画、教育普及計画の中で、あらかじめ明確な役割が与えられていること。
- (3) 収集する動物は、その動物の性別、年齢、血縁、個体数等が収集の目的および条件に合っていること。
- (4) 収集する動物の飼育にあたっては、動物福祉や安全管理の視点から適切と判断される施設および職員を確保すること。
- (5) 動物を輸送する際には、輸送する動物に対しての適切な配慮を行うこと。
- (6) 動物を他組織に搬出する際には、搬出先の組織が対象動物を適切に扱える飼育、研究、放野、殺処分などを含む環境を整えていることが確認できていること。

(飼育管理)

第5条 動物の飼育管理にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう実施するものとする。

- (1) 飼育管理を行うにあたっては、動物の肉体的、精神的な健康状態に十分配慮すること。
- (2) 前号を達成するため、飼育動物が必要な運動、休息および睡眠をとれるよう配慮し、適切な種類と量の飲食物を給餌するとともに、衛生的な環境を提供し、かつ本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。また、飼育環境に起因する苦痛や過度なストレスとなる恐怖や不安を与えないよう注意すること。
- (3) 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得した飼育職員によって、動物福祉に配慮した方法で行われること。
- (4) 動物種や個体ごとの生理や生態、形態、および飼育される個体数に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。
- (5) 飼育管理に必要な情報を収集、保管し、飼育管理環境の向上、保全活動、調査研究等に活用すること。
- (6) 交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて飼育動物の活用を図り、飼育下個体群の維持や種の保存にあたること。
- (7) 血統登録や個体群管理をはじめとする国内外の種の保存に係る計画を積極的に推進し、生物多様性の保全に寄与すること。
- (8) 来園者など、飼育職員以外によって給餌（餌やり）やその他の飼育作業を実施する場合は、動物及び実施者の安全ならびに動物の健康が確保できるよう配慮すること。
- (9) 生き餌については、別に定める指針に基づき、客観的かつ正当な理由により必要と判断された場合にのみ用い、その場合も動物福祉上の配慮を欠かさないこと。

（獣医療）

第6条 動物に対して、必要に応じて適切な獣医療を次の各号に適合するよう提供するものとする。

- (1) 動物に対する獣医学的措置のすべての手順において、動物の苦痛を最小限に止めるなど動物福祉に十分配慮すること。
- (2) 常に適切な獣医療を提供することができる設備と体制が整備されていること。
- (3) 安楽殺処置については、別に定める指針に基づき、動物福祉上の客観的かつ正当な理由により、やむをえず必要と判断された場合に、すみやかに疼痛や苦痛無く死を迎えることができ、処置者や他の動物に安全である方法で行うこと。

（展示）

第7条 動物の展示を行うにあたっては、教育的な配慮に基づき、次の各号に適合するよう実施するものとする。

- (1) 展示も教育活動の一環であることを認識し、教育効果が高まる展示を行うこと。
- (2) 展示は、その種の本来もっている習性或形態が正しく表現されるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。
- (3) 展示にあたって、動物の生態について誤解を招くことが無いよう配慮し、過度の擬人化などは行わないこと。また、動物の行動を人為的に誘発して展示する

際には動物の自然な行動に焦点を当てるよう努め、動物の健康を害したり、人や動物を危険にさらすといった可能性がある行動の誘発や強要は行わないこと。

- (4) 展示施設は、飼育される動物種や個体ごとの生理や生態、形態、および飼育される個体数に適合する規模と構造を有し、その種が本来有する自然な行動の発現を促すことができるものとなるように努めること。

(教育普及・情報発信)

第8条 動物を用いた教育普及・情報発信は、次の各号に示す条件を満たすよう実施するものとする。

- (1) 科学的情報に基づき、正しい知識の普及に寄与するよう努めること。
- (2) 動物とのふれあいを実施する場合には、家畜動物種に限り、動物の健康や福祉、人と飼育動物の安全に十分に配慮したものとすること。また、教育的要素を含んだ内容であること。
- (3) 教育普及・情報発信において、動物に過度の負荷を与えたり、動物の擬人化など誤解を与えるような表現を行ったりしてはならない。

(調査研究)

第9条 動物の調査研究は、次の各号に示す条件を満たすよう実施するものとする。

- (1) 調査研究は、妥当性が高く正当化できる内容で、慎重かつ人道的に実施されなければならない。実施にあたっては別に定める指針に基づき、豊橋総合動植物公園の正当な手続きによって適切性が判断され、承認されていなければならない。
- (2) いかなる調査研究も、動物に疼痛や苦痛、外傷等を与えるものであれば、明らかな保全上の利点をもつ内容でなければならない。また永続的にそれらを与えるような調査研究は行ってはならない。
- (3) 調査研究が、動物に少しでも疼痛や苦痛、外傷等を与えるものであれば、代替案をすべて勘案し、置換（代わりに感覚をもたないものを使用する）、削減（使用する動物を少なくする）、洗練（より侵襲的でない技術を利用する）を検討しなければならない。
- (4) 調査研究が、動物に一定以上の疼痛や苦痛、外傷等を与えるものである場合には、その調査研究から得られる利点も含めて慎重に検討し、豊橋総合動植物公園内で協議を行った上で、明確な組織的決定を行った後に実施しなければならない。内容によっては外部の専門家に意見を求める場合もある。
- (5) 調査研究を実施する者は、調査研究の対象領域や対象動物について十分な知識をもっていなければならない。
- (6) 外部の組織もしくは個人と共同で調査研究を行う場合には、外部の共同研究者にも本規程を遵守するよう求めなければならない。
- (7) 動物の死に際しては、可能な限り死亡個体由来の生物試料が調査研究に用いられるよう努めなければならない。
- (8) 調査研究の結果については可能な限り公開し、動物の飼育管理や展示、獣医療、保全活動、教育活動などの向上に活かすよう努めなければならない。

(野生生物保全)

第10条 動物の保全活動を進めるにあたっては、対象種を取り巻く周辺環境まで幅広く考慮しつつ、生息域内、域外の統合された保全活動を計画的に実施するものとし、常に動物福祉に配慮しなければならない。

(関連法令の遵守等)

第11条 動物の収集・搬出・輸送・飼育・獣医療・展示・調査研究・保全活動等を行うにあたっては、国内外の関係法令や関係団体の規則などについて、最新情報を把握し、正しく認識し、遵守しなければならない。

附 則

この規定は、令和5年6月1日から施行する。